

鹿屋市との契約や請求 手続きを電子化しませんか？



本市では契約や請求の電子化を推進しており、電子契約・請求を活用することで印紙代や切手等のコスト削減、印刷や郵送の業務効率化につながります。

また、書類の管理も簡単になるなど事業者にも多くのメリットがありますので、ぜひご活用ください。

- 利用方法**
- 電子契約＝①市との契約時に電子又は紙契約を選択
②電子の場合は電子契約利用届を提出
- 電子請求＝①市ホームページの専用フォームに入力
②市が送信するメールから登録手続

市デジタル推進課 ☎ 0994-31-1135

「高齢者福祉共通券交付事業」の 申請を6月から受け付けます

これまで別々に実施していた「はり・きゅう施術料助成事業」、「公衆浴場利用料助成事業」、「敬老バス乗車賃助成事業」は、令和7年度から新たに利用できるサービスを拡充した「高齢者福祉共通券交付事業」に統合されます。

- 利用可能サービス**
- 温泉・公衆浴場 ○はり・きゅう・あん摩マッサージ
- 県民健康プラザ健康増進センター（トレーニング施設）
- ICバスカードの購入又は積み増し
- 補聴器購入費用 ○タクシー乗車賃
- 対象者（令和7年度）** 次の要件に全て該当する人
- 本市に居住し、住民登録を有する65歳以上の人
- 令和6年度又は7年度に特定健診等を受診していること
- 交付額** 8,000円（200円の共通券×40枚）
- ※ ICバスカードの助成は、支払額の2分の1（年間上限5,000円）を振り込みにより助成し、その残額を共通券で交付
- 交付開始日** 6月2日（月）
- 申請方法** 必要書類を持って市高齢福祉課、総合支所住民サービス課、出張所で申請
- 必要書類**
- 身分証明書
- 特定健診等の受診歴がわかるもの
- ※ ICバスカードの助成の場合は、ICバスカード、購入・積み増しの領収書・購入証明書、本人名義の通帳が必要
- ※すでに共通券の交付を受けている場合は、交付された共通券が必要



▲市ホームページ

市高齢福祉課 ☎ 0994-31-1116

市税等の滞納者に対する 納税催告・相談を行います

市では、市税等の滞納者に対する催告書を4月22日（火）に発送します。催告書を受け取った人は、次の期間内に必ず市収納管理課へお越しください。

なお、相談等無しに滞納を続けた場合は、法律に基づいて滞納処分を執行する場合がありますのでご注意ください。

- 期間** 4月23日（水）～28日（月）
- 時間** 8:30～19:00
- ※4月26日（土）・27日（日）は17:00まで
- 必要なもの** 催告書

市収納管理課 ☎ 0994-31-1155

4月1日から 市役所の組織が一部変わります

本市の重要施策を推進するため、令和7年4月1日から市役所の組織の一部を見直します。

- 「財産管理活用課」の設置（本庁3階）**
- 老朽化した公共施設の統廃合や未利用の土地・建物の有効活用を図るなど、市が保有する財産の効率的な管理・運営に努めるため、「財産管理活用課」を総務部内に設置

旧担当課	担当業務	新担当課
総務課	庁舎管理	財産管理活用課
財政課	財産管理	

- 業務推進体制の強化に伴う組織の設置**
- ①**空き家利活用関係**
地域活力推進課（本庁5階）に空き家活用専任職員を配置

- ②**ふるさと納税・シティプロモーション推進関係**
ふるさとPR課（本庁2階）の係を再編

担当課	旧担当係	新担当係
ふるさとPR課	観光PR係	観光係
	ふるさとセールス係	ふるさとPR係 ふるさと納税係

- ③**国勢調査関係**
政策推進課内に国勢調査実施本部を設置



市総務課 ☎ 0994-31-1127

令和7年度 市民活動支援事業補助金



- 対象者** 市内で活動する市民活動団体やNPO など
- 対象事業**
- 市内で実施され、市民活動団体等が自主的かつ主体的に取り組む新たな活動又は、既存の活動を発展させるものでその後の継続性が認められるもの
- 地域社会の課題解決につながる事業 など
- 補助額** 補助対象経費の3分の2以内（上限20万円）
- 事前説明会** 4月21日（月）14:00～
- 応募** 4月1日（火）～5月9日（金）に申請書を提出
- ※申請書は市地域活力推進課、市ホームページに有り

市地域活力推進課 ☎ 0994-31-1147
〒893-8501 鹿屋市共栄町20-1

高齢者用紙おむつ券の給付



- 給付内容** 市の指定店舗で使用できる紙おむつ給付券1,000円分×3枚（1か月当たり）
- 対象者** 次の要件に全て該当する者を在宅介護している市内在住の人
- 市内在住で要介護認定を受けていること
- 日常生活自立度が該当基準以上であり、常時おむつが必要な状態が3か月以上継続していること
- 市民税が課税されていないこと
- 1か月当たりの在宅日数が20日以上であること
- 施設や医療機関等に入院していないこと
- 申請** 申請書を提出 ※申請書は市ホームページに掲載

市高齢福祉課 ☎ 0994-31-1116

自衛隊への情報提供からの 除外申請



市では、法令に基づき自衛隊が募集案内を送付する対象者の情報提供に協力しています。提供する情報（氏名、住所、性別）は適切に管理し、募集案内の送付のみに使用しています。自衛隊への情報提供を望まない人は、除外申請を行ってください。

- 対象者** 鹿屋市に住民登録がある日本国籍の人で、令和7年度中に18歳（H19.4.2～H20.4.1生まれ）又は22歳（H15.4.2～H16.4.1生まれ）になる人
- 申請** 5月12日（月）までに除外申請書に本人確認書類を添付し提出、又は専用フォームから申請
- ※除外申請書は市民課、市ホームページに有り

市民課 ☎ 0994-31-1114



4月 イベント情報



- 4月 6日（日）
くしら桜まつり [申良平和公園]
- 4月 7日（月）
小・中学校入学式 [市内各小・中学校]
- 4月 8日（火）
市内公立高校入学式 [市内各高校]
- 4月13日（日）
輝北畜産祭り [日枝神社]
- 4月26日（土）
佐世保音楽隊演奏会 [リナシティかのや]
- 4月26日（土）～6月1日（日）
かのやばら祭り2025春 [かのやばら園]



- 4月27日（日）
エアームリアル in かのや2025 [海上自衛隊鹿屋航空基地]



大隅のイベント

- 4月 1日（火）～30日（水）
春も！えっがね祭り2025 [肝付町]
- 4月13日（日）
ルーピン祭り&潮干狩り [東申良町]
- 4月28日（月）・29日（火・祝）
志布志お釈迦まつり [志布志市]